

主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告申立の趣意は別紙記載のとおりである。

所論は違憲をいうが、実質は原審が適法に認定した本件被告人に逃亡する疑なしとは認められないとする事実認定を争うに帰し、前提において採用できない。よつて刑訴四三四条、四二六条一項に従い裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三一年九月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎
裁判官	池	田		克